

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年8月4日（木）

担当課：こども部 こども総務課

件 名：不育症治療への公費助成について	
提出理由：少子化対策として、不育症治療に係る経費の一部について公費による助成を行いたいため	
内 容： 1 背景 ・不育症とは、妊娠はするものの、2回以上の流産や、死産、または生後1週間以内の早期新生児死亡などにより、結果的に子どもを持てない状態をいう。 ・厚生労働省不育症研究班によると、遺伝学的因子や解剖学的因子など、その原因はさまざまであるが、専門医療機関において、必要な検査と治療を行うことにより、85%の不育症患者が出産に至るとされている。 ・しかしながら、不育症の検査や治療には保険診療対象外のものが多いこともあり、不育症治療を受ける者にとっては、重い経済的負担が生じる。 ・不育症の治療費に対する国の補助はなく、神奈川県内自治体における補助の実施例はない。 ・自治体独自の助成制度としては、岡山県真庭市が平成22年4月から助成を開始しており、平成23年4月現在、全国8市町が助成制度を創設している。 2 意義等 ・少子化社会において、妊娠しながらも流産等を繰り返すことで悩んでいる夫婦に対し、不育症治療に係る経済的支援を行うことは、不妊治療への助成や、妊娠期や出生後の子育て期における支援と同様、重要な少子化対策のひとつと考えられる。 ・本市では、平成22年10月から一般不妊治療への助成を開始し、また平成23年4月からは妊婦健康診査への助成額を増額したところである。	・少子化対策として、不育症治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成することで、安心して生み育てられる環境づくりを進めたい。 3 公費助成の内容 ・平成23年10月1日以降に受ける保険診療対象外の不育症治療費を対象とし、申請に基づき助成する。 ・妊娠出産のための治療に要した医療費について、年度あたり30万円を上限として自己負担額の2分の1を助成する。 ・助成対象の条件（下記のすべてを満たす者） ① 治療及び申請の時点において、夫婦ともに、本市に住民登録もしくは外国人登録をしていること ② 婚姻の届けをし、引き続き婚姻関係にあること ③ 医療機関によって不育症治療が必要であると認められていること ④ 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者であること ⑤ 夫婦の前年所得（申請が1～5月の場合は前々年）の合計額が730万円未満であること 4 必要経費 ・先行自治体の人口や申請人数を基に、本市における年間申請見込み人数を10人と推計する。 ・平成23年度については10月実施とするため、歳出予算は半年分（5人）を見込む。 $5人 \times 30万円 = 150万円$ ・平成24年度は、歳出予算として1年分（10人）を見込む。 $10人 \times 30万円 = 300万円$
経過 H22. 9 市長への手紙 「不育症治療費助成要望」 H22. 12 市長への手紙 「不育症治療費助成要望」 H23. 6 第2回市議会定例会において不育症治療費への助成に係る一般質問	今後の予定 H23. 8 大和市医師会等、関係機関との調整 H23. 9 第3回市議会定例会へ補正予算案を上程、事業実施要綱の策定 H23. 10 事業開始